



2006年4月28日 第2006-30号

【発行】 J A M

【発行責任者】 大山勝也

【編集】 社会政策局

TEL 03-3451-2586

E-MAIL : syakai@jam-union.or.jp

均等法等改正法案、参議院可決

参議院先議で審議されていた、男女雇用機会均等法等改正法案が、本日参議院本会議で可決されました。

5年後の見直し規定盛り込む

4月27日、参議院厚生労働委員会では質疑終了後、自民・民主・公明3党共同提出の修正案及び社民・共産両党共同提出の修正案が提出されました。自民・民主・公明3党共同提出の修正案は「改正法案を修正して、改正法施行5年経過後に施行状況を勘案して必要があるときには見直すこと」を規定したものです。津田弥太郎議員は、自民・民主・公明3党共同提出の修正案と修正部分以外の原案について賛成討論を行いました。討論後採決を行い、社民・共産両党共同提出法案は否決され、続いて自民・民主・公明3党共同提出の修正案と修正部分以外の原案が全会一致で可決されました。さらに附帯決議も全会一致で決議されました。

4月28日10時から開催された参議院本会議では、法施行5年後の見直し規定を挿入する修正の上採決され、全会一致で可決しました。今後審議の場合は衆議院に移ります。

引き続き修正要求実現めざす

連合・古賀事務局長は、事務局長談で「仕事と家庭の調和がどの法律で担保されるのか、間接差別の限定列举が裁判で門前払いにならないか、限定列举の基準以外の間接差別についてどこで救済されるのか、パート労働者の均等待遇はどこで具体化されるのか等が明らかにされないままであり、連合が求めた法案修正ができなかったことは極めて残念である。一方5年後見直しの法案修正がなされたことはさらなる法見直しの布石を作ったものとして評価したい、引き続き国会対策を強化し職場・地域での行動を展開する」と述べました。

男女雇用機会均等法及び労働基準法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（要旨）

政府は、本法の施行にあたり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

1. 間接差別の定義や法理の適正な理解を進めるため、事業主、労働者に対して周知徹底に努めるとともに、その定着に向けて事業主に対する指導、援助を進めること。また、厚生労働省令で間接差別になる恐れがある措置を定めるにあたっては、間接差別は省令で規定するもの以外にも存在しうるものであることから、省令決定後も機動的に対象事項の追加、見直しを図ること。
2. 指針の策定にあたり、雇用管理区分について、誤解を生ずることなく適切な比較が行われるようにするとともに、新たに禁止される対象事例など、その内容がわかりやすいものとなるよう配慮すること。
3. ポジティブ・アクションの一層の普及促進のため、事業主に対する援助を特段に強化すること。
4. 法の実効性を高めるために、事業主に対する報告徴収等の行政指導を強化し、調停の一層の活用を図ること。
5. 均等法の円滑な実施を図るため、都道府県労働局の紛争調整委員会、雇用均等室等の体制を整備すること。
6. 男女労働者双方の仕事と家庭の調和の実現に向け、仕事と家庭の両立がしやすい職場環境整備を進め、特に男性労働者の所定外労働時間の抑制及び年次有給休暇の取得を一層促進するなど、長時間労働の抑制に取り組むこと。また、労働時間法制の見直しに際しても、男女労働者双方の仕事と家庭の調和の実現に留意すること。
7. パートタイム労働者が意欲をもってその有する能力を十分発揮できるようにするため、正社員との均衡処遇に取り組む事業主への支援等の検討を含め、総合的な対策の強化を図ること。